

豊川市本庁舎等整備基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、豊川市本庁舎等整備基本構想（以下「基本構想」という。）及び豊川市本庁舎等整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関する事項について、検討及び協議するため、豊川市本庁舎等整備基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、基本構想及び基本計画の策定に関する事項について、検討及び協議を行い、基本構想案及び基本計画案を市長に提出するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 やむを得ない理由により委員会の会議に出席できない前項第2号の委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は委員長の許可を得て代理人を出席させることができる。

4 第1項に規定するほか、市長が必要と認める者をオブザーバーとして委嘱することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から基本計画の案を市長に提出する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（作業部会）

第7条 委員会における所掌事務について、専門的事項の検討、調査及び研究を行わさせるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会の構成員は、別に定める。
- 3 作業部会の運営に必要な事項は、別に定める。

（意見等の聴取）

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、財務部財産管理課において処理するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。